

住居確保給付金の申請をされる方へ

住居確保給付金は、離職、自営業廃業から2年以内(条件により4年以内)、または休業等により離職および廃業等と同程度の状況にある方で、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれがある方、失った方に、自治体から就労支援とともに、住宅の貸主や管理会社などへ直接家賃を支給する制度です。ただし支給額には上限があります。

○支給額 月収が基準額（A）以下の方は家賃上限額を支給。
収入が収入基準額（B）以下の方で、基準額（A）を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額＝実家賃額（管理費等含まず）＋ 基準額（A）－ 世帯収入額

※住居確保給付金支給額が家賃支給上限額を超える場合は家賃支給上限額とする。

※家賃が家賃支給上限額以下の場合は、居住している実家賃額とする。

《収入・資産要件表》

世帯人数	基準額（A）	収入基準額（B）	金融資産	家賃支給上限額
1人	92,000円	145,700円	552,000円	53,700円
2人	139,000円	203,000円	834,000円	64,000円
3人	172,000円	241,800円	1,000,000円	69,800円
4人	214,000円	283,800円	1,000,000円	69,800円
5人	255,000円	324,800円	1,000,000円	69,800円

○対象 次のすべてに該当する人が支給対象です

- ・離職などにより経済的に困窮し住居を失った、または失うおそれがあること。
- ・離職・廃業の日から2年以内、または就業機会などの減少により、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度の状況である。ただし、やむを得ない事情の場合は、その事実を証明する書類により最長4年。
- ・誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。（下記、求職活動要件を参照）
- ・申請者および申請者と生計を一とする同居人の所有する金融資産の合計額が基準未満であること。
- ・地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付または貸し付けを申請者および申請者と生計を一とする同居人が受けていないこと。
- ・申請者および申請者と生計を一とする同居人のいずれもが暴力団員でないこと。
- ・離職前に、世帯の生計を主として維持していた（離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後の離婚などにより申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。
- ・申請者および申請者と生計を一とする同居人の収入合計額が基準未満であること。

○求職活動要件

月4回の生活支援相談窓口への報告と、月1回の書類提出をお願いします。

報告・提出が遅れると、支給停止となることがあります。

【離職、廃業の人(就労を目指す人)】常用就職を目指す求職活動

(減収している被雇用者および配達パートナーのような実質労働者を含む)

- ① 月4回以上、生活支援相談窓口での生活状況の報告
- ② 月2回以上のハローワークまたはしゅやビッテでの職業相談
- ③ 週に1回以上の企業等への応募・面接（インターネットなどでの応募可）

【離職、廃業と同程度の状況にある人(事業の再生を目指す人)】自立に向けた活動

- ①' 月4回以上、生活支援相談窓口での報告。
- ②' 原則月1回の経営相談機関での相談
- ③' 経営相談先の助言の下、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行う。